

(別添)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款等の変更の認可」に対する意見及びその意見に対する考え方

意見募集期間:令和4年3月29日(火)~同年4月27日(水)
案件番号:145209903

意見提出者一覧

意見提出者 2件(法人:0件、個人:2件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人A
2	個人B

意見	考え方
●意見 1	●考え方1
<p>○ この値上げや条件変更はやむを得ないと思われます。 いろんな情報伝達手段がある現状ですから、電報業務については、完全自由化にしてもいいのではないのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本意見募集の対象は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本・西日本」という。）の電報サービス契約約款及び料金の変更の認可についてであり、完全自由化に関する御意見については、総務省において今後の参考とすべきと考えます。</p>
●意見 2	●考え方2
<p>○ 本改正の多くに反対である。 当方としては、文字数による料金算定ではなく頁あたりによる料金算定に改正するだけでとりあえず様子を見るべきと考える。 電報については多くが短い文で記されるのが定例となっており、つまり低費用での利用がかなり多いものになっているが、それをより高額とするだけでかなりの収益改善になるのではなかろうか。 なるべくであれば全国の利用者・潜在的利用者がより便利に使えるサービスである事が望ましいと考えるが、電報について、とりあえず当該の料金変更を行うだけで様子見をするのが良いのではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>○ 本件変更申請は、利用通数が減少傾向にある電報サービスの事業継続のために、わかりやすい料金体系への移行と費用削減のためのサービス変更を行うものと認識しています。 ○ 料金体系の変更については、賛同の御意見として承ります。なお、本件変更後の料金は、費用削減のためのサービス変更を前提とした原価及び報酬額を基に適切に算定されていると認識しています。 ○ 料金体系の変更と併せて行う配達条件等のサービス変更についても、電報サービスの利用通数が減少傾向にあること及び代替となりうる他の通信手段等の存在から、社会的経済的事情に照らして著しく不適當とはいえないと考えます。</p>

(別添)

意見	考え方
	○ 本件変更後の料金やサービス条件等については、総務省から、NTT東日本・西日本に対し、全国の利用者及び潜在的な利用者において混乱が生じないよう、十分な周知及び適切な問合せ対応を行うよう、求めることが適当と考えます。